

○京丹波町生ごみ堆肥化処理機器等購入助成金交付要綱

平成17年10月11日

告示第56号

改正 平成31年3月22日告示第30号

改正 令和6年1月5日告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、京丹波町内の家庭の台所から排出される生ごみ等を自家処理するため、生ごみ堆肥化処理機器等（以下「機器」という。）を購入し、設置した者に対し、生ごみ堆肥化処理機器等購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、ごみの減量化を促進し、資源の有効利用に資するとともに生活環境の保全を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 この助成金の交付を受けることができる者は、京丹波町内に住所を有し、かつ、居住している者で、京丹波町が認めた機器を購入し、設置した者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表に定める額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 前条の規定により、助成金の交付を受けようとする者は、機器を購入した日から起算して6箇月以内に京丹波町生ごみ堆肥化処理機器等購入助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第5条 前条の規定により交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、京丹波町生ごみ堆肥化処理機器等購入助成金交付

決定通知書（様式第2号）によりその旨を当該申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（助成金の制限）

第6条 助成金を受けた者は、その助成金の決定通知を受けた日から5年を経過した後でなければ、新たに助成金を申請することができない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（助成金の返還）

第7条 町長は、申請者が不正な手段により助成金を受けたときは、既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

（雑則）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年4月1日からこの告示の施行の日の前日までに購入した機器に係る助成金については、合併前の丹波町生ごみ堆肥処理機器等購入助成金交付要綱（平成11年丹波町要綱第5号）又は瑞穂町生ごみ処理容器購入補助金交付要綱（平成11年瑞穂町告示第27号）は、平成18年3月31日までに限り、なおその効力を有する。

附 則（平成31年告示第30号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第1号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象物品	基準額	備考
生ごみ堆肥化処理機 (家庭用電気式)	購入費の2分の1以内 上限2万円 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	1世帯1台
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト等)	購入費の2分の1以内 上限4,000円 ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	1世帯2基以内